

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和8年5月26日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第59号

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規
則

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則（平成28年杉並区規則
第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号
ロ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月27日から施行する。